



収 支 報 告 書

令和 6 年分
（令和 年 月 日開催分）

- 1 政治団体の名称 （ふりがな） よこいさくら こうえんかい
よこいさくら後援会
- 2 主たる事務所の所在地 鹿児島県 鹿屋市 西萩川町 551
- 3 代表者の氏名 横井 さくら
- 4 会計責任者の氏名 横井 さくら

政治団体の区分	
☐	政党
☐	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒	その他の政治団体
☐	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐	2以上の都道府県の区域等
☒	同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名	横井 さくら
(電話)	
(電話)	

資金管理団体の指定の有無	
☒	有
☐	無
公職の種類	衆議院議員 鹿児島選挙区 候補者 (R.6年8月15日 託)
資金管理団体の届出をした者の氏名	横井 さくら

資金管理団体の指定の期間	
令和 6 年 1 月 1 日から	令和 6 年 12 月 31 日まで

国会議員関係政治団体の区分	
☒	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	衆議院議員(候補者等)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 6 年 1 月 1 日から	令和 6 年 8 月 15 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)	①				
(本年の収入額)	②				
支 出 総 額	B				
翌年への繰越額	A-B				

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)				

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円	
[う ち 特 定 寄 附]		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		
[寄 附 の う ち 寄 附 の]		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア + イ)		

法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできない。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額							年月日	住 所	職 業	備 考
馬込 ちくさ		十億		百万		10000	円	R6.3.25	横浜市串良町細山田 4484-12	会社員	
室田 哲郎						45000	円	R.6.6.13	肝属群肝付町新富 5058	税理士	
									福岡県		
この頁の小計						55000	円				
その他の寄附						18900	円				
合 計						73900	円				

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項 目		金 額						備 考	
1	経 常 経 費		十 万		千		円		
(1)	人 件 費						0		
(2)	光 熱 水 費						0		
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費						0		
(4)	事 務 所 費						0		
	小 計						0	① ((1)~(4)の合計)	
2	政 治 活 動 費		十 億		百 万		円		
(1)	組 織 活 動 費						0		
(2)	選 挙 関 係 費						0		
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費				7 8	1 2	7	ア~エの合計を記載すること	
	ア 機関紙誌の発行事業費						0		
	イ 宣 伝 事 業 費				7 8	1 2	7		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費						0		
	エ そ の 他 の 事 業 費						0		
(4)	調 査 研 究 費						0		
(5)	寄 附 ・ 交 付 金						0		
(6)	そ の 他 の 経 費						0		
	小 計				7 8	1 2	7	② ((1)~(6)の合計)	
	合 計				7 8	1 2	7	①+②	

内訳は様式

(その14)へ

政治資金団体および区会議員

選挙政治団体のみ

内訳は様式

(その15)へ

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣 伝 事 業 費 ()				
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
工具						1	3	5	6	7	R.6.1.28	ニシムク鹿屋店	鹿屋市大浦町14003-1	
この頁の小計						1	3	5	6	7	← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること			
その他の支出						6	4	5	6	0				
合 計						7	8	1	2	7				

- (備考)
- 1 件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に關する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1 件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ロ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 4 月 26 日

政治団体の名称 よこいさくら 後援会

会計責任者の氏名 横井さくら

代表者の氏名 (解散団体のみ)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和7年4月21日

よこいさくら後援会

代表 横井 さくら 殿

登録政治資金監査人 大西善之

登録番号 第3977号

研修修了年月日 平成23年8月5日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、よこいさくら後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、よこいさくら後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると大西善之が判断したため、よこいさくら後援会の従たる事務所（東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト5F）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

よこいさくら後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、よこいさくら後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上